

○国立大学法人筑波技術大学基金規則

〔平成24年3月14日〕
規則第4号

国立大学法人筑波技術大学基金規則

(設置)

第1条 国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)に、筑波技術大学基金(以下「基金」という。)を置く。

(目的)

第2条 基金は、本学学生の教育・研究に関する活動を支援し、もって聴覚・視覚障害者として社会で貢献できる人材の育成に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の修学への支援
- (2) 外国の大学等との教育交流及び本学の留学生への支援
- (3) その他基金の目的達成に必要と認められる支援

2 前項の支援は、この基金への寄附及びその運用益をもって充てる。

(特定基金)

第4条 基金は、前条で定めるほか、特定目的の事業を実施するため、特定基金を設けることができる。

2 前項に規定する特定基金に関する事項は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 基金に関する重要事項を審議するため、筑波技術大学基金管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 基金の予算及び決算に関する事項
- (3) 基金の受入れ及びその運用に関する事項
- (4) 寄附者への謝意表明に関する事項
- (5) その他基金の管理及び運営に関する重要事項

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 1人
- (3) 学長が指名する副学長 1人
- (4) その他学長が指名する職員

(5) 学外者で大学に関し高い識見を有する者

- 2 前項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員長)

第8条 委員長は、学長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

(定足数及び議決)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、第6条に規定する審議事項のうち必要な審議結果を、経営協議会及び役員会に報告するものとする。

(事務)

第10条 基金に関する事務は、総務課及び財務課において処理する。

(事業年度)

第11条 基金の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。